広陵中学校いじめ防止基本方針

令和６年４月１日改定

１　いじめの問題に対する基本的な考え方

1. 定義

法：第２条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 基本認識

　教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

・「いじめは、人間として絶対に許されない」

・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」

・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３）学校としての構え

・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応及びいじめ問題への対処を行い、生徒を守り抜く。

・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。（一人でかかえない、一人で判断しない）

・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

・生徒の自己有用感や自己肯定感を育む指導を行い「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。

・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

２　いじめの未然防止のための取組

（自己有用感や自己肯定感を育む取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり

（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導　等）

・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。

・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

・「特別の教科　道徳」を要とする教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

1. 全ての教育活動を通した指導

（「学校いじめ防止プログラム」として自己指導能力の育成）

・教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。

1. 生徒に自己存在感を与える
2. 共感的な人間関係を育成する
3. 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する
4. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

・インターネット上のトラブルやＳＮＳの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

３　いじめの早期発見・早期対応

1. アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実、早期発見・事案対処マニュアルの策定

　・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。

　・年間３回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

・部活動では、担当する教職員は部員間の人間関係を常に把握して、特定の生徒が疎外されていることはないかを複数の教職員の目で観察する。

（２）教育相談の充実

・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。

・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。

・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

（３）教職員の研修の充実

・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止　これだけは！」「教育相談　これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。

・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

（４）保護者との連携

・学校いじめ基本方針については、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにすると共に、その内容を各学年の開始時に生徒・保護者に説明する。

・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を誠実にかつ親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や市役所、警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員（学校運営協議会）等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

４　いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第２２条

　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校

の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構

成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

いじめ未然防止委員会メンバー

校長　教頭　（主幹教諭）　教務主任　生徒指導主事　学年主任　担任　教育相談コーディネーター

特別支援コーディネーター　教育相談主任　養護教諭　スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー　等

５　いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 | 取組内容 | 備考 |
| ４月 | ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信＊コロナ禍の為PTA総会紙面議決・定例ケース会 | 「方針」の確認 |
| ５月 | ※校内関係者のみによる校内委員会は４月当初から随時実施・定例ケース会・情報モラル教室 |  |
| ６月 | ・いじめアンケートの実施、教育相談の実施・民生児童委員との懇談実施・可児市いじめ対策委員会との懇談・定例ケース会 |  |
| ７月 | ・第１回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施・いじめ未然防止に向けた全校道徳・教育相談実施・学校評議員会・SOS出し方教育の実施・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）・定例ケース会 | 第1回県いじめ調査夏季休業中の指導 |
| ８月 | ・職員研修会（QU―研修会）・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（前期の取組の評価）・可児市いじめ対策委員会との懇談 |  |
| ９月 | ・学校だよりによる取組の見直し等の公表・定例ケース会 |  |
| １０月 | ・学年会（いじめ未然防止対策の取組についての中間交流）・可児市いじめ対策委員会との懇談・定例ケース会 |  |
| １１月 | ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ未然防止対策の取組）・定例ケース会 |  |
| １２月 | ・教育相談時のアンケート実施、教育相談の実施・「ひびきあいの日」（生徒会のいじめ未然防止対策の発表）に全校集会・第２回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて）・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ未然防止対策の取組についての中間交流）・定例ケース会 | 冬季休業中の指導第２回県いじめ調査 |
| １月 | ・いじめアンケートと教育相談の実施・職員会（冬休み前までのいじめ未然防止対策の取組の振り返り）・教職員による次年度の取組計画・定例ケース会 |  |
| ２月 | ・生徒会の取組のまとめ・第２回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案）・学校評議員会・定例ケース会 |  |
| ３月 | ・第３回「教職員の取組評価アンケート」（１年間の評価）・学校だより等による次年度の取組等の説明・定例ケース会 | 第３回県いじめ調査(国の調査を兼ねる)次年度への引き継ぎ |

６　いじめ問題発生時の対応

1. いじめ問題発生時・発見時の初期対応

　【組織対応】

・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

　　・いじめの兆候を把握したり、報告を受けたりしたときには、速やかに教育委員会に報告するとともに、職員で情報を共有し、早期に時間をかけて事実確認を行う。

・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、直ちに対応する。

・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。

・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

・事実関係の調査の結果、いじめの事実が明確でない場合においても、いじめを受けた（あるいは目撃した）と訴える生徒がいる限り、何らかの人間関係上の問題が生じていると考えられるため、関係する生徒たちの間の必要な調整を行う。

〔大まかな対応順序〕

1. いじめの訴え、情報、兆候の察知
2. 管理職等への報告と対応方針の決定
3. 早期に時間をかけて事実関係を聴取する（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、いじめたとされる生徒やそれを目撃した生徒からも早期に時間をかけて事実関係を聞き取る）
4. いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
5. いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
6. 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護

者への謝罪を含む）

1. 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）

⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

⑨ 被害生徒と面談等を行い、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを確認する。少なくとも３か月を目安とし、行為が止んでいない場合には改めて相当の期間を設定し、状況を注視する

（２）「重大事態」と判断された時の対応

　いじめの重大事態については、国・県の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年３月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）」その他の指針に基づき適切に対応する。

　　①　重大事態の定義（法第28条第１項）

　　　　重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

　　　　ア　いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

　　　　イ　いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イの「相当の期間」とは年間30日の欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記に関わらず学校又は教育委員会の判断により、迅速に事実確認、基本調査に着手する。

　　　　 また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして、基本調査・報告を行う。

　　②　重大事態の発生確認・報告・情報共有

　　　　学校は、重大事態に至る可能性がある場合「いじめ未然防止・対策委員会」を中心に、直ちに事実関係の確認、情報収集を行い、現況や対応状況等について教育委員会へ報告（第一報）する。

教育委員会は、学校からのいじめに関する報告（第一報）や、毎月報告される「いじめ事案報告書」における案件、保護者等からの相談内容などについて、重大事態が発生したと認める場合（生じた疑いがある場合を含む。）、学校からの各種情報や、いじめ防止専門委員会、子育て支援課その他関係部署と共有した情報に基づき、市長に報告する。

報告内容は、発生した事実（５W１Hのポイントで）、当事者である生徒の現況、保護者への連絡の状況、周囲にいた生徒及び他の在校生の状況等である。

③　重大事態の調査主体とその目的

法やガイドライン等に基づき、教育委員会は、当該重大事態の内容や経緯、対応状況等を考慮し、調査主体を学校とするのか、教育委員会（学校の設置者）とするのかについて、事案に応じ判断する。

　　　 重大事態に係る調査には、学校又は教育委員会の附属機関が行う調査、市長の附属機関が行う並行調査及び学校又は教育委員会の附属機関が行った調査結果の調査（再調査）がある。

重大事態の調査の目的は、この重大事態に適切に対処するためであり、同種の事態の再発防止に活かすためである。

　　④　学校及び教育委員会の対処

ア　学校はいじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、いじめた生徒に指導を行い、いじめ行為をとめる。必要がある場合は、いじめを受けた児童生徒との分離を図る。

イ　調査主体となった学校又は教育委員会は、次のとおり適切に対処する。

　１）学校が調査主体となる場合

　　　学校は、法第22条に基づき学校に設置する「いじめ対策委員会」を母体として、事実関係を明確にするための調査、当該事案への対処、再発防止策の検討等を行う。教育委員会は、学校に対し調査にあたっての助言や指導、専門家の派遣などの人的措置その他必要な支援を適切に行う。

　２）教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会は、附属機関である「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）」に諮問し、調査委員会は重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査、当該事案への対処、再発防止にかかる提言を行う。

調査委員会による調査体制は次のいずれかとする。

a 委員（任期２年）全員による調査

b 臨時委員（重大事態が複数発生した場合やより適した人物による調査が必要な場合など、上記委員とは別に事案ごとに３人以内で教育委員会が委嘱する委員をいう。）を加えて行う調査

c 指名委員（重大事態の内容、児童生徒の現況等を勘案し適当と認めるときに、調査委員会が委員のうちから指名する者をいう。）による調査

ウ　学校又は教育委員会（調査委員会を含む。）は、調査の実施前にいじめられた児童生徒、その保護者及びいじめた児童生徒、その保護者に対し、次の事項について説明する。説明を行う主体は、調査主体や事案の状況に応じて適切に判断する。

a 調査の目的・目標

b 調査主体（組織構成、人選）

c 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

d 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）

e 調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

f 調査方法（アンケート調査・聴き取りの方法、手順）

g 調査結果の提供（被害・加害側に対する提供、個人情報保護に照らした調査票原本の扱い等）

エ　調査主体が教育委員会の場合にあっては、学校は調査委員会に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を行う。

オ　学校又は調査委員会は、調査等の進捗状況、結果について遅滞なく教育委員会に報告する。

カ　学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係（判明した事実、それぞれの児童生徒に行った指導やケアの内容、今後の取組、見通し等）について、適時・適切な方法で報告、説明する。その際、いじめた児童生徒及びその保護者への情報提供に係る方針についても改めて確認し、それに基づき加害者側に情報提供を行う。

キ　教育委員会は、調査結果について適宜市長に報告する。

ク　学校は、調査結果を受けて、当事者の児童生徒、学級・学年全体及びその他全校の児童生徒への支援・指導を行うとともに、再発防止のための措置を行う。

ケ　教育委員会は、自らの権限及び責任において、調査~~等~~に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

７　学校評価における留意事項

　　・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

1. いじめの早期発見の取組に関すること
2. いじめの再発を防止するための取組に関すること

８　個人情報等の取扱い

○　個人調査（アンケート等）について

　　・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、卒業後５年間保存する。

